

## 特定非営利活動法人自然環境復元協会 定款

### 新旧対照表

新	旧
<p>第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は規任者の任期の残任期間とする。</p> <p>3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p>	<p>第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は規任者の任期の残任期間とする。</p>